

右に依て今日まで本訴の力の如何に疑を存したるものには確證を與へられたるものとす
■相川沿岸使用許可 従前相川筋に於ては熱物の洗濯乾燥等は事故を害し衛生上有害なりとのみならずアーフ相川筋の名稱も茲に廃滅せらるべき現状となりしに即し組合は種々困難の事情を訴へ再び外洋の許可を得たく嘗圖せし結果漸く三條且つ相川筋に於て默許せらるゝこと、なりしも多數の當業者は依然苦痛を忍び來りたり然るに本月に至り上は高野川より下伏見に至る相川西岸及び其支流に於ては當業者に對し直ちに通知を以て定期的而して確定せしめ使用許可の手續をなし、又あり、假設ども多種類に屬する組合員ゆへ自然消滅せりの分も之れあるべく是等

家へ復歸せざるを以て館主は其違約に對し證書面に捺り損害賠償の訴訟をなしたるに裁判は原告の要求通り明治四十四年十二月より起算し一ヶ月金貳圓五拾錢づゝ計金百五拾參圓七拾五錢を被告は支拂ふべしとの裁判を與へられたるに被告は直ちに控訴の手續をなしたるに更に控訴裁判は左の如く矢張り被告者の敗訴となれり多くの使節人を使役するものは兎も角其最初に於て契約證書を作成し置くの必要あるべし控訴判決書は左の如し

薪材	九十貫目	七十尺以上三十尺以上
第五項	燃料ノ數量ニ對スル煙突高キ制限	一萬斤以上五千斤以上千斤以上
石炭	百担尺以上百尺以上八十尺以上	百尺以上九十尺以上全上
無煙炭	百尺以上八十尺以上七十尺以上	二千七百貫目半三百五十貫目二百七十貫目
薪材	百尺以上卒八尺以上七十尺以上	百尺以上百尺以上七十尺以上
備考	一、本表ハ大體ヲ示シタルモノニ付特ニ煤煙 飛散ノ除害法ヲ説ク又ハ石炭ノ最モ善良ナ 品ヲ使用スルトキハ幾分ノ増加ヲ許スコ トアルモノトス	二、二種以上燃科(コトク又ヘ)ヲ使用スケモ ノハ本表ノルニ付ニ依リ置換シ石炭六千 百六十貫目一隻上ル西入鈴木万作が契約を無 視し年期中なるに拘はらず親許ヘ歸りたる儀主

石炭 量數	五百斤 一百五十斤 二百五十斤 全上	六十五尺以上 六十尺以上 七十尺以上 八十五尺以上
第三項	鴨川以東市域以南七條通妙法院馬 場以北ノ土地及鴨川以西堀川以東今出川 以南七條通以北ノ土地	四十貢目 六十尺以上
第四項	鴨川以東市域以南七條通妙法院馬 場以北ノ土地及鴨川以西堀川以東今出川 以南七條通以北ノ土地	全上
第五項	鴨川以東市域以南七條通妙法院馬 場以北ノ土地及鴨川以西堀川以東今出川 以南七條通以北ノ土地	全上
第六項	鴨川以東市域以南七條通妙法院馬 場以北ノ土地及鴨川以西堀川以東今出川 以南七條通以北ノ土地	全上

陸軍を解たりし某氏と交渉略は整ひたるを以て
多分實行の運びに至るべし尙ほ工場法不備の點
ある趣きにて工務課より一般に對する工場取締
法の改正を照會し來りたれば七月早々其手續を
なす筈なり

■工場監督官の臨検　各工場に對する監督官
の臨検は組合より一般工場主に於て工場規則實
施準備の必要上猶豫を乞ひ事務員を出張せしめ
整理上手傳はしめたる結果何れも其緒に就きた
るを以て其旨を報告し置きたれば今後臨検せら
るべき管轄へ十分手落ちなき様注意し置くも若
し違法の點を發見せる場合は直ちに處分する方
針のよしゆへ違反なき様留意せられたきものな
り

講話會　常組合の職工徒弟種習學校は日下生徒百二十名ありて毎午後七時三十分より同九時三十分を授業時間と定め普通學を教授するものなるが去る五月より修身科の時間に於て毎月二回づゝ本願寺布教使春日嶽岳氏を聘し修身講話をなさしめつゝわりて其結果は大に良好なり當日は生徒にあらざるも組合員の職工徒弟なる時は來聽を許す筈に就き宿主は勤めて參聽せしめられたし期日は毎月未定なるも豫め申込みあれば當日通知すべし

染色學校長赴任　京都市立染織學校長金子篤壽氏轉任後久しく校長缺員の儘なりしが今般高力直寛氏赴任せられ同時に市立染織試驗場長に補せられたり就右去る十八日午後五時より當組合役員及び西陣組合役員聯合の歓迎會を開きたり

工場健康診斷　工場法に據る各工場の職工徒弟に對する健康診斷は適當の醫師を聘し疎きより今日迄延期し來りたるも圖々奈月中よりより

五百斤以上	三百斤以上	百斤以上	百斤未満
七十尺以上	六十尺以上	四十尺以上	三十尺以上
全	上	下	全
六十尺以上	五十尺以上	全	上
百三十五貫日	八十一貫日	三十七貫日	二十七貫日
以上	以	上	未
八十尺以上	五十尺以上	三十尺以上	二十尺以上
せしに出品數半衿二百二十點、帶上百二十點なり之れが審査は染穢學校教諭正來遊方氏を審査長に全上石橋落一氏並に商店側にては宮本儀助、神谷重右衛門、井上信平、廣田商店、國部政次郎の六氏に嘱託せり審査の結果甘左の如し			
出所せらるべし使用料金は一坪一ヶ年五錢日本内なるが百坪宋瀧は許可せられざる方針なりと聞けり			

貰當組合出品者に係る受賞者は左の通り		△金賞
高上	石森内金	梅新田口
橋田	原田貴森	杉加木
佐樹△正菊	忠喜△銅 褒次之助郎	柳原田口
吉吉	喜二郎	桂木
森默山	深佐平賞	杉木
崎田	野井	木地
晴太郎	芳安次郎	喜太郎
千田	包寅	仁三郎
	之助郎	喜太郎
	造	喜太郎
	勝	喜太郎
	平龍田	喜太郎
	木芳嘉	喜太郎
	幸次郎	喜太郎
	龜次郎	喜太郎
糸北	中瀬東	水横賞
紀井	西部	江谷
色染	青峰	有三郎
条勝	勝平	善次郎
横江	川西	澤原一
江田	中島	原儀一
慶清	島勝	勇
獨太	大	

以下理最劣ヨリ燃料ノ増加スルト七地ノ
様トニ從ヒ高モテ斯次伸張シムヘモノ
ス、但シ燃量ノ最モ少量ニレテ標準ニ依
體キ事情アハヤノハ實際ノ狀況ニ從ヒ之
定ム

四、平均ニ燃料ヲ使用セス不同ニ燃焼ス
ノ假合ハ棊瓦石瓦陶器等ノ如キモノハ
時間割ニ依リ其量數ヲ計算スルモノトス

■京博受賞者　同時に於て開催せる京都國

第七條 幹事ノ任期ハ三ヶ年トシ總會ニ於テ
代表者中ヨリ選舉ス
第八條 定期總會ハ毎年一月ニ開會シ重要ノ
事務ヲ協議ス
第九條 本協會ニ加盟セントスルモノハ入會
金ヲ納付スヘシ
入會金ハ一口ヲ金七拾五圓トス
第十條 陳列場所割ハ入會金ノ口數ニ應シ幹
事會ニ於テ之レヲ定ム
第十一條 會員外ニシテ出陳セントスルモノ
アルトキハ其諸否及ヒ手續ハ幹事會ニ於テ
之レヲ定ム
第十二條 出品物ヲ賣約シタルトキハ其五分
チ本協會へ納入スヘシ
第十三條 本協會ノ入退會者ニ關シテハ總會
ニ於テ之レヲ決定ス
第十四條 本協會ノ經費ハ本協會加盟者ノ負
擔トシ其收支預算及ヒ決算ハ毎年一月ノ定
期總會ニ於テ議決ス
第十五條 出品物ニ對シ不可抗力其他ノ災害
ニ因リ破損消失等アヘモ本會ハ其責ニ任せ
ス
第十六條 本協會規則并ニ諸規程ハ總會ニ於

るべし陳列に關する費用は總て無料なるも兩高に應じ五歩づゝの手數料を徵する筈なり其則は左の如し

▲京都名產品陳列館協會規則

第一條 本協會ハ京都名產品陳列館協會ト
體ヲ以テ組織ス

各組合及ヒ各團體ハ代表者一名ヲ選出シ
協會ニ對スル一切ノ責ニ任スヘシ

第三條 本協會ハ京都驛橋内ニ於テ京都名
陳列館ヲ設置シ京都ノ名產品ヲ陳列シテ
衆ノ觀覽ニ供シ又ハ旅客ノ案内ヲ為シ商
ノ紹介旅客ノ便宜ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本協會ノ事務所ハ京都驛橋内京都名
陳列館内ニ設ク

第五條 本協會ハ京都商業會議所ノ監督ヲ乞
クルモノトス

第六條 本協會ニ幹事五名ヲ置キ本會ニ圖工
ヘ一切ノ事務ヲ處理セシム

幹事中互選ヲ以テ幹事長一名ヲ置キ會務

下書部々會 は去る十八日午後一時よ
催し徒弟を養成し技術の發達を圖る上に於
既に年一回徒弟競技會の設けありと雖も今
屏獎勵の實を擧ぐるために少なくも年五回
野外寫生をなさしむること、其經費は部
以て支辨する不足する場合は有志を以て補
ることの決議をなし尙ほ物價騰貴に關し工
上げの必要あるを以て之れが協議の結果七
日より從前工賃の三割上げを實行すること
り本部爾來他染物の如く染原料よりは技術
なるを以て今日まで値上げ問題は起らざり
近來注文者の嗜好に高雅と云ふよりは寧ろ
なるものを歎美する傾きあるを以て從前の
一定の體裁を示し注文を受くるが如き事はば
新し同品の注文をなすもの頗るある想ひな
りある場所ゆへ多數の出品は出來難きも廣生
見本として二三點位づゝの出品は交替出陳し
る旨ゆへ希望者は豫め組合事務所へ申入み

右出品は同日午前八時より午後五時まで	内依加治
列所に出陳し常業者一般の鑑覽に備へたる	記田忠次
羽経打駕工賃無事去る十三日鳴了トシ	次
一 袋全三等 等賞 番上	次
三 等賞 番上	次
右出品は同日午前八時より午後五時まで	内依加治
列所に出陳し常業者一般の鑑覽に備へたる	記田忠次
羽経打駕工賃無事去る十三日鳴了トシ	次
一 袋全三等 等賞 番上	次
三 等賞 番上	次
右出品は同日午前八時より午後五時まで	内依加治
列所に出陳し常業者一般の鑑覽に備へたる	記田忠次
羽経打駕工賃無事去る十三日鳴了トシ	次
一 袋全三等 等賞 番上	次
三 等賞 番上	次

第九條 本館内ニ廣告額ヲ掲ケントスルモノ
ハ左ノ料金ヲ徵スルモノトス
一、通常廣告 五平方尺以下ノモノ一ヶ日
一偶ニ付金七圓トシ一平方尺若クハ此
未滿ナ増ス毎ニ金安圓ヲ加フ
一、短期廣告 五平方尺以下ノモノ一ヶ日
一個ニ付金壹圓トシ一平方尺若クハ此
未滿ナ増ス毎ニ金安圓ヲ加フ
第十條 會員外ノ出品又ハ本館ノ場所ヲ使用
セントスルモノハ幹事會ノ決議ニ依リ相當
料金ヲ徵シ之レヲ承諾スルコトアルヘシ

規品名公品本團稱

一、風俗又ハ秩序ヲ紊レ若クハ衛生上
ノ虞アルモノ

二、發火、爆發其他危險ノ虞アルモノ
憑吳アルモノ

三、京都名產ノ因ニアラサルモノ

第三條 陳列棚ノ中ニ於ケル裝飾ハ出品
隨意ナリト雖トモ他ノ出品物ノ妨害ト
ヘトキハ之カ撤去チ爲サシムルモノトス

第四條 陳列棚外部ニ於アハ出品人自ラ
設備裝飾チ爲スコトナ得サルモノトス

第五條 出品人自ラ其出品物ヲ整理セシ
ルトキハ事務所ノ承諾ヲ受クヘキコト

第六條 出品人ニハ一定ノ標準ヲ交附シ出
物ノ收受交換ノ際ニハ必ス係員ニ之レ
スマノトス

第七條 每二ヶ年ニ出品場所ノ變換ヲ行フ
ノトス

第八條 出品物ノ賣却金ハ毎月二十一日オ
テ之レナ精算シ本會手數料ヲ控除シ二十
日ニ粗合又ヘ出品者ニ交附スルゼノトス
但シ一時ニ多額ノ賣却金アリタルトキ

委員四名ナシ又上張下張ナ併セ
シ同シ幹事二名委員四名ヲ置ク
シ賃イテ其選舉ヲナセシ結果左
一吟出自張區
上張下張區
幹事委員全員
岸横江田善清
木與半生
中村
前田
太田
福原
保
第一條 本館出品者ハ出品ト同時ニ出品
リ提出スルモノトス
第二條 左記ニ該當スルモノハ出品スル

の方針を探ること試夫第一着に職工全組合より規定の二回をかけしめ將來は風來者は一切使用せること貨金は成月十五日三十日二回より前貨をなさ若し職工にして前貨主より前貨を受けたして他に轉するものは其責任は後貨主に受け辦償すること等の名件を實行する請せり

■紫染色部　は今春作成せし公正證に工賃其他取引上に關する各項を勘行しあることの打合せなしたり

■張物部　張物部は近來來原料量騰に工費嵩み從來の取引工賃にては收支に於て此際含業者一般工賃値上に迫り更に六月二十五日午後一時より所に於て總會を開催したく諸件を以て、工賃値上ケノ實行ヲ期スルタメ張哈出張ヲ併セア　區トシ之ニ幹

然當む等の諸點より値上げするの已む
なりと

以上大正味ノ事

友仙部役員改選 友仙部々長以下役員の任満了に就き去る二十日改選舉會を開催せしに長に八木伊三郎副部長に安田熊合名會社會計部林峰吉の各氏1名就任せられ同時に鍋島友四幹事以下の役員選舉をなしたるに右三氏兼せらるゝことに甘九リ

ト書彩色部徒弟寫生會 技術研究の一助として郊外寫生を擧げ、するの方法として左の規則下に来る八月より實行する事となり出品は論同部員の使用する職工徒弟に限る者とす

第一條 下書彩色部模様染部寫生會ト稀

第二條 本會ハ下書彩色模様染部寫生會ト稀

第三條 本會ニ屬スル部員ハ其徒弟ヲシテ出品セシムルノ義務ヲ有ス

第四條 本會ノ目付ハ斯業ノ發達ヲ期スルタノ技術ノ進歩ヲナスヲ旨トス

第五條 本會上ノ資格ハ組合員ニ師事スルモノノ以ス

第六條 本會ハ一ノ年中二月、四月、六月、八月、十月ノ五回ヲ以テ出品期日トス

第七條 出品者ハ甲乙二種ニ分ナ十五歳以上ヲ甲ノミ以下ナ乙トス

第八條 出品ハ自己ノ寫生セシモノニ限り本會ヨリ圖題ヲ指定セラル、モノ、外ハ陸宣出呈トス

第九條 出品ハベア月十三日中ニ組合事務所入スヘシ

第十條 出品三件以上品者ノ住所氏名年齢ヲ記

第十一條 出品ハ部員中ヨリ嘱託セル審査員ニシテ審査ヲシメ左ノ等級ニ據リ授賞ノモノノヨリノ等級スルモノハ特別表彰ヲナスコトア

第十二條 案稿及守ニシテ三ヶ月以上出品テ

第十三條 本會ノ會長ハ下記彩色模様染部規則
ナ以テ之ニ充フ

第十四條 會長ハ本會ニ必要ナ、委員又ハ役員ヲ嘱託スルコトヲ得ル

第十五條 本會ノ經費ハ部費及有志金ヲ以テ支辨ス

尙ほ同部は例年開催すべき徒弟競技會は左の規則の下に来る九月開催する筈なり

金下書彩色模様染部徒弟競技會規則

第一條 本會ハ京都染物同業組合下記彩色模様染部ノ事業トス

第二條 本會ハ斯業ノ改善ヲ圖ル爲メ部員ノ徒弟職工ノ技術ヲ莫高シヘテ以テ目的トス

第三條 本會々長ハ京都染物同業組合組長テ以テ之ニ充テ審査ハ京都市立染織學校長ヲ推ス

第四條 會期ハ大正六年九月十五、十六ノ二日間トス

第五條 會場ハ京都染物同業組合陳列場ヲ以テ之ニ充フ

第六條 出品ノ種類左ノ如シ

甲種 模様既成品(部ヨリ既存スル一定生地ニヨリ染上是)

乙種 模様圖案(用紙、國章)

第七條 乙種圖案ノ出品者ハ出品ノ賣約ナシタル時ハ其ノ價格ノ割ヲ寄附スルモノトス

第八條 參考品ハ審査ナナス

第九條 出品ハ九月十三日ニ組合事務所迄至出ス可キト

第十條 出品ハ甲乙二種共ニ左ノ褒賞ヲ授與ス

一等 二等 三等 褒狀

第十一條 審査期日ハ九月十五日トス

第十二條 本會褒賞授與式ハ九月十五日ナ以テ舉行ス

第十三條 出品者ハ出品ノ再審査成ハ異議ノ申立ナニコトヲ得

第十四條 審査期日迄ニ搬入セサル出品ニ對シテハ審査ナナサス

第十五條 本會役員ハ審査員ノ外本部委員ナ

第十六條 本會出品ハ委實授與式後公衆ノ 覽ヲ許ス		團形形部々經費決算 該部は前年度下半期 び不年度上半期を以て一年度とするものなる 其年度に於ける決算は左の通り報告せり	
支 入 之 部		金壹百四拾八圓四拾七錢 收入總額	
金八拾貳圓九拾七錢	部 經費 微 收支	金四拾圓	獎勵 補助金受入
金貳拾五圓五拾錢	會議所賞與下附会	金百四拾八圓四拾七錢	支 出 總額
支 出 之 部	內 譯	金九圓五拾五錢	印 刷 具
金六圓零拾錢	徒 弟 奖勵	金壹拾九圓八拾錢	費
金四拾圓五拾錢	技 會	金拾貳圓	費
金拾貳圓九錢	在 議	金貳拾貳圓九錢	員 費
金六圓貳拾貳錢	現 在	金六圓貳拾貳錢	當 費
■鴨川原地使用の件 鴨川沿岸全帶に於ける 河原地は一般希望者へ貸しだらるべき筈にて當 組合に於ても組合員へ通知し夫れく借地手續 をなし既に府吏員立會測量の上各自の場所取極 までもなしたる矢尖突然二條以北五條以南の河 原地の外は貸しだらる趣き内達せられたり其理 由の内容は知悉せざるも沿岸客商賣專業たる木 屋町先斗町迄より陳情書を提出し其停止を請願 せしものに基くものゝ如し去りながら染業數千 人の營業に大打撃を蒙るは木屋町先斗町の比に あらざるは勿論產業上實に由々しき大事なれば 此儘打ち捨て置くべきにあらずとし石田組長は 連日府廳へ出頭し交渉の結果二條より三條間の 西側即ち木屋町裏は絶対に使用せざるものとの從來使 用し來りたる掠取器は總て東岸に於て使用する こと其他風俗衛生に係る事項及び借地は組合名 義として許可を受け各組合員に使用せしむるこ との條件にて略は許可せらるゝ頗きなれば近			

試験所記事
ム硫化染料の改良法

現今本邦に於て製造せらるゝものは其色合に於ては殆んど黒或は褐色に限られたるものゝ如く幼稚なりと雖ど各地に硫化染料の製造せらるゝを見るに至れり一般に硫化染料は其染色法に就ては特に注意を拂ふの必要あるべし小ワイトテーカー氏は硫化染料の染浴を如何にして吸収し蔽さしむべきかに關して研究となし遂に良好なる結果を得たりと云ふ其の成績を外國誌上に掲載せる其の要綱を左に譯出して當業者の参考とすべし即ち硫化染料の染色に當りて染浴中より纖維が染料を吸収し蔽す能はざるは普通なり之がために硫化染料は連續的染浴にて應用し染浴中に多量殘留する染料を次回染色の際に新染料を補足して利用するものなり殊に黑色染の如き多量に使用する際には染料の殘留すること甚だしく此染浴中の染料を吸収せしむる方法は種々研究せられ比較的染料の少量が殘存するに至りたるも未だ經濟的に之を行ふことを能はざりしなり黒色硫化染料の如きを完全に染浴中より吸収せしむることは強ら一大重要事項にも非ざれモ氏は其れが實驗中黒色硫化染料の色合を堅牢ならしむるために直接に成るものを染浴中に添加して實驗せんとして硫酸アンモニアを使用せり黒色硫化染料の普通的染浴中にて被染物を三十分間處理したる後硫酸アンモニアを追加して尚ほ十五分間處理する時は恰も強アルカリ性煮沸浴の如く著しくアソニニアを放出し且つ硫化水素の臭氣を僅かに伴ふ斯くて硫酸アンモニアを添加せざるものより著しく濃厚色を與へた

次に其價値如何を試験せしに硫酸アンモニアを添加したるものはせざるものより三十三%程其色相濃厚なり即ち硫酸アンモニアを添加せざる十八%の染料にて得る色相は硫酸アンモニアを添加する時は十二%の染料にて染色し得べ

號三十五日第 (正月廿五日) 報月合組業同物染都京 日五廿月七年六正大 (二)

アムトヨハ部長ヲ經テ組合組長ニ善行
證附與ノ手續ナスヘレ。

一 技術役等ニシテ誠實ニ契約制限ヲ満了
シ他ノ機範トナルヘキモノ

一 品行方正ニシテ業務ニ精勤シ特殊ノ功
績アヘモノ

一 斯業ノ改良發達ニ裨益ヲ與ヘタルモノ
謹員ニシテ同廢業轉居ヲナシタルトキ
ヘ部長ヲ經テ組合組長ニ届出フヘシ

第十一條 廉業者ニシテ届出ナシルモノハ其手
續ヲ了スルマテ部ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ
得ス

第十二條 部員ハ部ニ對スル左ノ權利義務ヲ有
ス

一 部ノ役員代議員ニ選舉セラレ又ハ選舉
スルコト

一 諸會題會ニ建議シ又ハ意見ヲ述フルコ
ト

一 計算上ニ關スル紛議ノ併裁判斷ヲ求ム
ルコト

一 部ノ業務會計財產ニ關シ部長ニ説明ヲ
求ムルコト

一 競技會及ヒ研究會事務ニ參與スルコト
一部ノ經費及ヒ部會ニ於テ是認シタル負
擔ヲ分任スルコト

一 部規約規程並ニ決議事項ヲ遵守スルコ
ト

一 部長ノ召喚ニ應スヘキハ勿論役員ノ命
ヲ受ケ出張セル職員ノ臨檢諮詢ニ對シ
テハ抗拒スルヲ得ス

第十三條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一 部長一名

一 幹事四名

一 會計一名

第十四條 役員ノ資格ハ左ノ如シ

一 本部地區内ニ現住シ二ヶ年以上其業ニ
從事スル國稅納稅者又ハ不動產所有者
トス

一 年齡二十五年以上ノ男子タルコト

第十五條 左ニ掲タルモノハ役員タルコトヲ得
トス

一 重要社員監査法ニ依リ當初ヲ至トアリ

第十六條 役員ノ權限ハ左ノ如シ
一 部長ハ部事務ヲ總理シ之レヲ代表ス
一 部長ハ部及ヒ競技會研究會ノ事務ヲ
理レ之レニ關スル委員ヲ選任スル
一 部長ハ部會及ヒ總會ヲ招集シ其議長
ナルコト

一 幹事ハ部長ヲ補佐シ部務ニ干與シ部
事故アルトキハ代理ス

一 會計ハ部長監督ノ下ニ部經費ノ收支
ニ會計事務ヲ處理シ部ノ財產ヲ保管
第十七條 本部ハ重要ナヘ事項ヲ審議スル
部員中ヨリ選舉セん代議員ヲ以テ部會ヲ司
第十八條 部會ノ權限ハ左ノ如シ
一 部ノ利害ニ關スル件
一 競技會研究會ニ關スル事項
一 連約處分ニ關スル調査事項
一 仲裁判断ニ關スル事項
一 部經費收支決算財產目錄ノ認定同豫
並ニ賦課徵收法

一 組合組長部長ノ詰問事項其他必要事
第十九條 役員及代議員ノ選舉ハ左ノ如シ
一 役員ハ總部員中ヨリ選舉シ會計ハ幹
事中ヨリ互選ヲ以テ一名ヲ兼任セシム
一 代議員ハ市部 名部部 名トシ部員
ヨリ選舉ス

第二十條 選舉ハ投票多數ヲ以テ當選トスル
第廿一條 役員及ヒ代議員ノ任期ハ二ヶ年ト
缺員ヲ生スルトキハ直ニ補缺選舉ヲ行ヒ前
得票同數ナルトキハ年長者ヲ同年ナヘトキ
者ノ殘任期ヲ補充セシム
抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第廿二條 代議員ノ資格ハ第十四條ニ準ス
第廿三條 諸會議ノ招集ハ其時日場所目的ヲ
シ二日以前ニ通知ス但シ緊急ヲ要スル事件
ルトキハ十二時迄短縮スルコトヲ得
第廿四條 會議ハ全數二十分ノ以上ノ出席員ニ
アリアランハ開會スルコトヲ有す

第一款 第廿五條 會議ノ決裁ハ出席員過半數ノ同意ナルトキハ議長ノ決スニ據ル
第廿六條 部會代議員二分ノ一以上又ハ部員ノ一以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件
工賃最低標準ノ制定改正部規約ノ改正變更
ハ總會ニ於テ之ヲ決ス
第廿七條 總會ニ於テハ部員ノ委任狀又ハ
人ヲ以テ意志ヲ表示スルコトヲ得ル
第廿八條 部員ニシテ會議ニ缺席セントス
キハ開會前ニ部長ニ届出フヘク又代理人
席セシメントスルトキハ委任權限ヲ明記
證明書ヲ手持セシムヘシ
第廿九條 本部ハ毎年一月、七月兩期ニ定
會ヲ開キ諸般ノ報告ヲナスヘシ
第三十條 會議ハ議事錄ヲ製シ其決議事項
選舉ノ類未出席者ノ氏名ヲ記録シ出席ニ
署名ヲサセシメ保存スヘシ
第卅一條 部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲ア
ルモノハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ違約金
ス
一一 工賃價格標準ニ違背シタルモノ
一一 注文主ニ對シ不正ノ行爲アリタル
不正ノ言行ヲ以テ同業者ノ營業ヲ
シ其注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケ
モノ
一一 同業者ノ發明創始ニ係ル意匠圖案又
機械器品又ハ標號ヲ許諾ナクシテ作
シタルモノ
一一 他ノ同業者カ登記及ヒ公示ヲ受ケ
中ノ職工又ハ徒弟ヲ僕役シタルセ
ンタルモノ
第一款 第卅二條 部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲ア
ルハ五圓以上五拾圓以下ノ違約金ヲ科ヘ
正當ノ理由ナクシテ役員及ヒ職員、
查事項ニ保ル臨檢ヲ拒ミタルモノ
雇工徒弟ニ對シ理由ナク若廢棄及ヒ
教養ヒヤヘセノ

東京化學工業株式會社製品

染料發賣

井筒印洗曹達

今回右染料ヲ發賣仕リ候間御試用ノ上積々御注文被仰付度奉願上候
大阪市西區九條中通四丁目三〇番地
東京化學工業株式會社
關西一手代理店

富田直

證明書(寫)

貴社製造ノメタニールエローラ當工場ニ於テ供川致シ候ニ試験ノ
結果獨逸製島大印ノメタニールエローラノ代用品トシテ充分ニ友禪染
ニ適スルコトヲ證明ス

井筒印洗曹達

井筒印

井筒印

井筒印

井筒印

井筒印

井筒印

洗曹達ハ他品ヨリ日本染
他品ヨリ日本染
以上ノ特質アルナシ以テ使用者ハ
市内剤所及料店藥店及荒物
店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
洗曹達ノ製造場ハ

三條通千本西入上ル小倉町

井筒印洗曹達製造所

發行兼總經理人 高谷復太郎

奥庄次郎徒弟 陰田恒蔵徒弟

水谷健次徒弟 竹中源助徒弟

川端吉五郎 前田助五郎

木下芳太郎 松本助七郎

打越正太郎 珍平

松本長太郎 豊太郎

關門虎吉 幸藏

竹中尾平 勉七

中尾治良吉 喜作

大吉春吉 大吉

安太郎 増太郎

治良吉 增太郎

喜作 增太郎

平吉一郎 勉七

京都染組合月報

公示第十八號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年八月二十五日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第十九號

左記ノ者示談解雇ノ手續キテ了セリ此旨公示ス
大正六年八月廿五日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年八月二十六日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十一號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年八月二十七日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十二號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年八月二十八日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十三號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年八月二十九日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十四號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年八月三十日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十五號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年九月一日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十六號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年九月二日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十七號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年九月三日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十八號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年九月四日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報

公示第二十九號

左記ノ者徒弟職工名簿へ登記セリ此旨公示ス
大正六年九月五日

京都染物組合

組長 石田喜兵衛

横井善蔵

信樂菊藏

高橋新吉

高橋善蔵

高橋源助

高橋義次郎

高橋義次郎

高橋義次郎

京都染組合月報</h

して自己の寫生品を出品せしめ審査員上野清江
田舎監の雨氏出席審査の結果左の優秀のも
のを選擇賞せられたり

甲種

一等賞

二等賞

三等賞

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

日五廿月八年六正大

田舎監の雨氏出席審査の結果左の優秀のも
のを選擇賞せられたり

乙種

一等賞

二等賞

三等賞

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

して自己の寫生品を出品せしめ審査員上野清江
田舎監の雨氏出席審査の結果左の優秀のも
のを選擇賞せられたり

甲種

一等賞

二等賞

三等賞

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

して自己の寫生品を出品せしめ審査員上野清江
田舎監の雨氏出席審査の結果左の優秀のも
のを選擇賞せられたり

乙種

一等賞

二等賞

三等賞

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

して自己の寫生品を出品せしめ審査員上野清江
田舎監の雨氏出席審査の結果左の優秀のも
のを選擇賞せられたり

乙種

一等賞

二等賞

三等賞

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

して自己の寫生品を出品せしめ審査員上野清江
田舎監の雨氏出席審査の結果左の優秀のも
のを選擇賞せられたり

乙種

一等賞

二等賞

三等賞

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

京都物語
同業者
想會月報

The image shows the Charter of Incorporation and Workshop Rules of the Kyoto Kyōto Shōgōkai (Kyoto Dyeing Industry Association). The document is dated September 25, 1917, and includes a list of members and their roles, as well as the association's name and its rules.

京都染物同業組合

公示第二十一號

左記ノ者示談又ハ年利子ニ付解雇ノ手續キテ
了セリ此旨公示ス

大正六年九月廿五日

組長 石田 喜兵衛

副組長 石田 喜兵衛

上書部員木幸次郎徒弟 資藤 佐太郎

友仙部員市田直次郎徒弟 挿田 稲次郎

松下信太郎

京染物同業組合
組長 石田 喜兵衛

副組長 石田 喜兵衛

上書部員木幸次郎徒弟 資藤 佐太郎

友仙部員市田直次郎徒弟 挿田 稲次郎

松下信太郎

工場規則改正

工場法施行と同時に各工場
に於て規則を設け夫れく認可の上實行し來る
たるが今般不備の點ありとて之れが改正を内定
せられたるに就き監督官廳と打合せの上左の通り
り制定せり以後此例により手續をなすべし

京都染物同業組合

第一條 職工ハ左ノ二種ニ區別ス

一、普通職工

二、見習職工

普通職工トハ京都染物同業組合ノ職工徒弟取締規程ニ據リ職工証票ヲ所持スルモノ及工業主ニ於テ本業ニ從事シ得ル技術ヲ有スル者ト認メタル見習職工トハ工業主又ハ職工長ニ師事シ一定ノ期間技術ノ練習ヲ主トスルモノヲ云フ

第一條 職工ハ定期間ノ雇傭契約ヲナシ其義務ヲ終了スルモノトス

第三條 職工ハ工業主又ハ職工長ノ命シタル一定ノ場所ニ於テ指定ノ業務ニ從シ

第四條 職工ハ工場規定ヲ遵守シ誠實ニ業務ニ從事スヘシ

第五條 職工ハ命セラレタル業務ニ對シ異議ヲ申出テデルハ勿論業務上ノ責任ヲ全フスヘシ

（四）正大八月廿五日

本發明の特異とする處は極めて簡單なる方法に依り少量の型を使用し多數の色相を現出せしめ従来に於ては到底難得難味ある模様を染色し得るの効果を奏するの點にあり

△特許請求の範囲

前記目的に依り各種の異なる媒染剤を適量に含める捺染糊又は之に適當なる染料を添加したる捺染糊を以て織布上に印花し更に其上に上記媒染剤と結合し得べき染料を含める捺染糊又は之に適量他属染料或は媒染剤等を混合して成れる捺染糊を以て再捺染し又は此創作を反對に行ひ以て上下二層の捺染の結合に依り特殊の模様と色相を現出する方法なり

試験所記事

△乾燥洗濯法

乾燥洗濯と云ふのは衣類布團の様なものゝ脂肪質を取り去つて其と共に附着せる汚物を除く方法を云ふのであつて普通の洗濯の様に水を使用しない、最も多く揮發油を使用する爲に衣類に附て居る糊類をとつたり色を變らせる憂ひがない揮發油の外エーテルなどか四塗化炭素アレビン油の如きものも使用さるゝ事がある其方法を略述してみると

一 埃除き

最初埃をとる必要がある此れは「ブランシ」にてよく埃をとるか又は「ダスナシクホイール」と云ふ機械にかける此機械は密閉した籠を速に回轉せしめて衣類に着てをる埃をとる様になつてをる

二 斑點抜き

衣類等に附着してをる斑點を先づ抜く而して次の行程に移る

三 洗涤

簡単に行ふには洗濯すべきものを其品物に應じて數個の揮發油及びベンソン石鹼液を入れた器に漬ける而して順次に取出して臺の上で「ブランシ」にて洗濯する而して後乾燥室で揮發油を蒸発させてしまふ一步進んだ方法は揮發油にて洗濯するのに「超轉洗濯機」を使用する方法である
揮發油で洗濯したものは必ず有する「張り切

を入れて乾かす此等の方法は揮發油の損失及工の體に害を與へる様な缺點があるから此をぐため「ランブラー」と稱する洗濯機を用ふる。此機より瓦斯の漏るゝを防止してある而して一方の口より洗濯すべきものを入れて其口を堅閉させし機の前後に動く働きに依つて脂肪質を分に除くのである此他大仕掛に行ふ方法は「一ア式及びスコット式」の二法が最も多く用いられてゐる此の二方とも殆んど同じ様な方法であるが「バーク式」では炭酸瓦斯を共用するか揮發油の爆發を防ぐ事が出来る此の方法は特別の構造を有する洗濯機に數個の桶より供給するか揮發油にて洗濯したる後揮發油を取去る取去されたる揮發油は再び精製されて桶の中に送らる其のが再び洗濯に使用される「スコット式」では臺の上で始めの行程だけ行ふて車にて洗濯室に送る而して揮發油を霧吹して一様に衣類にかけ餘分の揮發油は底部より抜き去られて再び霧吹きに依つて衣類に注がれる而して此を繰り返した後揮發油は精製機を送られて再び衣類に注がれる様になる而して洗濯を終りたる後熱を與て揮發油を蒸發させる蒸發したる揮發油は回収されて桶に戻る此の式の特徴は加熱されたる揮發油と蒸氣が同時に品物に作用して脂肪類の抽出を増進せしむるにある

東京化學工業株式會社製品 染料發賣

第十五條 雇傭契約ノ期間ハ工業主ト職工又ハ職工ノ親権者後見人トノ隨意契約トス

第十六條 雇傭契約期間中工業主ノ承諾ヲ得タル後ニアラサレハ他ノ同業工場主ト雇傭契約ヲナスク得ス

第十七條 見習職工ハ年齢滿拾貳歳以上ノモノニレテ親権者又ハ後見人ノ保証アルモノニ限ル

第十八條 見習職工採用手續ハ普通職工ノ例ニ依ル

第十九條 見習職工ノ雇傭期間ハ豫メ拾ヶ年トス
但レ採用當時ノ年齢ニ應レ伸縮スルヲアルヘシ

第二十條 見習職工採用手續ハ普通職工ノ例ニ依ル

一、初期(二ヶ年)業務ノ初步及庶務ノ見習餘暇普通學

一、次期(三ヶ年)簡易ナル方法ヨリ實地練習其他雜務補助餘暇普通學

女子ハ別ニ裁縫ヲ教授ス

一、三期(四ヶ年)實地練習及取引上ノ實務、餘暇普通學女子ハ別ニ裁縫ヲ教授ス

一、初期(二ヶ年)業務ノ初步及庶務ノ見習餘暇普通學

モノ又ハ成業ノ見込ナレト認ムルキハ解傭スルヲアルヘシ

第廿一條 雇傭契約中ト雖モ工場規則ニ背キ説論ヲ受クルモ尙ホ改メサルモノ又ハ成業ノ見込ナレト認ムルキハ解傭スルヲアルヘシ

但レ始終時間ハ左ノ通り定ム
四月、五月、六月、七月、八月、九月ノ六ヶ月ハ午前六時ヨリ午後六時

トシ十月、十一月、十二月、一月、二月、三月ノ六ヶ月ハ午前七時ヨリ午後七時迄トス

第廿二條 休憩時間ハ左ノ通りトス
一、午食後三十分時間
一、午前拾時、午後三時隨意拾五分間ツ、

第廿三條 就業時間ハ拾五歳以下ノ見習職工女子職工ハ拾貳時間以内トス

但レ始終時間ハ左ノ通り定ム
四月、五月、六月、七月、八月、九月ノ六ヶ月ハ午前六時ヨリ午後六時

トシ十月、十一月、十二月、一月、二月、三月ノ六ヶ月ハ午前七時ヨリ午後七時迄トス

第廿四條 休憩時間ハ左ノ通りトス
一、午食後三十分時間
一、午前拾時、午後三時隨意拾五分間ツ、

第廿五條 休日ハ左通りトス
一、毎月壹日、拾五日、三大節、私祭、一般習慣ニ依ル休日

但レ三大節ノ外ハ營業ノ繁閑ニ依リ時日ヲ變更スルヲアルヘシ

第廿六條 休日ハ左通りトス
一、毎月壹日、拾五日、三大節、私祭、一般習慣ニ依ル休日

但レ三大節ノ外ハ營業ノ繁閑ニ依リ時日ヲ變更スルヲアルヘシ

第廿七條 賞金通帳ハ本人名義トスルセ通帳ハ工場主之ヲ保管スヘレ

第廿八條 賞金ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ遲滯ナク返還ス

三、職工カ一ヶ月以上ニ涉リテ歸郷スル時

四、地方長官ノ命令ヲ以テ定メル場合

前項第一號該當スル場合ノ外賄金ノ拂戻請求ハ必要ナル實費額ヲ明記

レ厘位ハ錢位ニ錢位ハ拾位ニ端數ナキ額面ニ達セレント預入ルヘレ

第廿九條 職工ニシテ雇入契約ニ違背スルカ又ハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ解雇セラル、場合ニ於テハ職工ノ賄金中ヨリ本規則ニ規定セル貨

金貰與以外ノ工賃主ノ補足セル金額ヲ扣除シ其ノ殘額ヲ返還ス

レトナスヘレ

第卅六條 賞金ハ工業主ニ於テ賄金帳ヲ備へ職工ノ賄金中工業主ノ給

與ニ係ルセノトノ區別ヲ明カニレ其工場最近ノ郵便局又ハ銀行へ預ケ入ルモノトス

第卅七條 賞金通帳ハ本人名義トスルセ通帳ハ工場主之ヲ保管スヘレ

第卅八條 賞金證書ハ左ノ雑形ニ據ル
(見習職工ハ左ノ通)

誓 約 證 書

住 所

本 人 氏 名

年 齡 年 月 日 生

右之者貴殿ト同業者契約仕候ニ就テハ貴工場規則ハ勿論左之條項確守

可致候事

一、本人何某ノ年期ハ大正年月日ヨリ大正年月日迄

一年限内ハ工場規則ノ休暇日ヲ除ク外缺勤スル事無之ハ勿論ニ候ヘ共

契約満期後引續申補充致セ候事

一、本人何某ニ於テ修業契約年期中ハ貴殿ヨリ無報酬ニテ業務ヲ御教授被

下候ニ就テハ契約期限中ハ業務勉勵仕候ハ勿論諸事御指揮ニ從ヒ誠實ニ

服務可致候事

一、本人何某ニ於テ前項ニ背キ又ハ不品行ノ所爲有之カ其他規則ニ背キ若

ハ授業上御見込無之ト御認ノ上ハ契約年限中タリトモ解雇セラルゝセリ異

議ナク本人ノ身体及所持品等ハ證人ニ於テ速ニ引取り諸事御指揮ニ從ヒ誠實ニ

一、請負職工ニハ通貨ヲ以テ毎月參拾日請負仕事ノ出來高ヲ計算シ支拂フナスヘシ
一、支給金ハ毎月末ノ外前渡或ハ一時貸ナ許サス
第廿七條 見習職工ニハ左ノ範圍ナ以テ毎月末月手當金ヲ支給ス但職工ノ利益ノ爲ニ手當金ノ一部ニ代ヘ左記金額ノ範圍内ニ於テ衣食其他ノ雜用ヲ給與スルセノトス此ノ場合工業主ハ賃金仕拂簿ニ甚希附ナシタル
一、年齢拾五歲迄支給額金
一、年齡拾八歲迄支給額金
一、年齡廿壹歲迄支給額金
食事金
被服及雜用金
第廿八條 職工ノ雇傭契約後ハ六ヶ月平均ノ成績ニ徴リ左ノ事項ニ該當スルセノアルキハ増給又ハ特別賞ヲ附與ス
一、技術拔群ニシテ精勤ナルセノ支給額ノ二割ヲ加ス
一、品行方正ニシテ勤勉ナルセノ支給額ノ一割ヲ増加ス
一、業務上ノ發明又ハ改良ナシタルモノ一時金五百圓以下ノ特別賞
一、他ノ模範トナルヘキ行爲アルセノ五拾圓以下ノ臨時賞與又ハ年末賞與
第廿九條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスレテ業務上疾病ニ罹リ或ハ負傷レ又ハ死亡セレ時ハ扶助料ヲ給ス
一、職工ニノ負傷又ハ疾病ニ罹リタル時ハ其全體スル迄ノ療養費ヲ負担スト雖モ百七拾日分ヲ給シ以後一切ノ扶助ヲ打切ル者トス
二、職工療養ノタメ勞役ニ服スルヲ能ハサルニ依リ賃金ヲ受ケサルキ
其療養中初メ三ヶ月間ハ一日ニ受クル賃金ノ半額ヲ三ヶ月以後ハ三分ノ一ヲ給ス
三、終身自用ヲ便スルコト能ハサルモノ賃銀百七十日分以上
四、終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ賃銀百五十日分以上
五、從來ノ勞役ニ服スルコト能ハサル者健康酉ニ服スルコト能ハサル者又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタル者貨銀百日分以上
六、身體ヲ傷害シ身體舊ニ服スルコト能ハスト雖モ其後節ハニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅一條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
右之通確約候ニ就テハ決シテ違背申間敷候也
貴殿ヨリ給與ヲ受ケタルモニシテ本人名義ヲ以テ賃金セラレタル保管
金有之候トモ賞與ニ係ルモノ、外ハ一切請求仕ラス候事
一、本人何某ノ所爲ニヨリ貴殿ニ損害ヲ蒙ラシタル時ハ御指示ノ通り此證書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事
ニ服スルコトヲ得ル者貨銀三十日分以上
七、職工ニシテ業務ノタメニ即死シ或ハ治療中死亡レタル時ハ工場法施行令第八條規定ノ扶助料ノ外葬祭費拾圓以上ナ其遺族ニ給與ス
第卅二條 扶助料ノ給與ハ總テ毎月廿日トス
大正年月日賃金及其ノ管理
第廿二條 証書署名者連帶レテ直ニ辨償可致候事

大森岩松大中福長早國上土辻三田伊
江酒井角西田島川領田田木宅中庭
為清庄政音榮字石忠清源芳源久岩
次之太次之太次之太次之太次之太
吉吉助松吉助郎吉助松藏郎郎
杉林青波今田鹽川片三小
木星村中田上山宅林
昇佐市庄駒治文次富三郎太郎郎
文明吉郎郎吉助郎郎
雄吉郎郎吉助郎郎
海高出森堀中川馬田加村中山中森村和西小
田水野谷田村烟守村納上山口村田中崎村
老名辨光廣暢勝源伊仙政万宗吉伊庄源宗
次之太次之太次之太次之太次之太
萬善秋源次郎全富三郎三藏郎吉郎一助助八三郎吉郎
井上庄太郎備使

Kyozomekai

公示第廿七號
左記ノ者幫今組ノ貢ニ於テ借使スルコトヲ停止
大正六年十一月廿五日
京都樂物同業組合
石田喜兵衛
早川石造
加藤留吉
上田甚吉
同
友仙郎員兒_ハ字一殿工
同

京都市物業組合	組長	石田 喜兵衛	友仙部員内記忠太郎徒弟	同 同	同 同	同 同	同 同
			岡山幸治貞復	小糸梅太郎組弟	花谷 宗一	森 和田	谷 末治郎
			浸落部員東原真之助徒弟	東原真之助徒弟	義一	勇太郎	當一
			上書部員北村觀音徒弟	田中平太郎			
公示第廿六號	大正六年十一月廿五日	左記ノ者年期滿了ニ付示義解雇ノ手續ヲ了セリ 此旨公示ス	京都市物業組合	組長 石田 喜兵衛			

物同業者染色組合會報

現今綿毛交織物の種類は多くなり殊に近年に至つて益々其需要を増加し随つて一般交織物の染色法に就て一層注意するもの多きに至る此の交織物の染色に當り大抵の染料は兩種類に殆んど同色を呈するものとす即ち其染法は一般に羊毛の染色法に依るこ雖も交織に合む兩種類の分量の割合に従て多少其方法を變せされば往々染め損じを生ずることあり羊毛織維其大分を占むるものは沸騰點或は沸騰點に近き溫度に於て染色を行ふべく染料は一度に染液に加へずして數回に別けて用ふべし此間度々引き上げて其色相を見兩種類の同濃度を呈すれば殘餘の染料を加へて充分染料を染着せしむべし若し附が毛より淡色なる時は殘餘の染料を加へ低温に於て染色を行ふべし

試驗所記事

當年の修了者は左の通り五十四名にして入學當時の約半數なり然れども修了證を受けざる半數の中にも學力に於ては相當のものあるも脩主の營業上の繁忙に連れ出席日數不足するため已むなく次期迄延期することとなれり

是等の染料は普通の酸性染液に於て綿毛兩種並に同色を呈するものなり適當なる染料は比較的其種類少なければ種々の色相を得るには前の染料を適宜混合使用すべし假合は
ファストマシフードセントGを以て桃色高麗小色等の種々の色相を得らるべく亦バテントアリュールを混用して種々の紫色を得すべし
バテントブリュールは空色を呈しきノリンイエロード混合すれば鮮明なる緑色を得すべしバテントアリュール。ファストアレッドマセンタG
バテントアリュールを混すれば種々の褐色を得べく亦バテントアリュールファストアシドバイオレットA2R。アアイエロー及びアシッドバイオレット7BNを混合すれば種々の茶色を得すべし
橄欖色を得るにはバテントアリュール。ファストマレッドバイオレットA2R及びアアイエロー
1○ファストアレッドマセンタG及びバテントアリュールを混合すべし
紺色及び深紅色はアリュールカロチイン。ファストアレッドマゼンタG。バテントアリュール。ファストアレッドバイオレットA2Rアリュール等より得らるべし

京都染物同業組合		大正五年度京都染物同業組合 組合経費收支決算		大正五年度組合経常費收支決算別項ノ通り組合 會ノ承認ヲ得タリ此旨公示ス	
科	目	科	目	科	目
第一款	組合経費	第一款	組合経費	第一款	組合経費
二項	等級割	二項	等級割	二項	等級割
三項	戸數割	四項	戸數割	五項	戸數割
四項	證票料	五項	證票料	六項	證票料
合計	不用品販売代	合計	不用品販売代	合計	不用品販売代
一項	廣告料	二項	廣告料	三項	廣告料
二項	越金	三項	越金	四項	越金
支出之部		收入之部		決算額	
第一項	所費	第一項	所費	第一項	所費
二項	印刷費	二項	印刷費	二項	印刷費
三項	通信費	三項	通信費	三項	通信費
四項	月報費	四項	月報費	四項	月報費
五項	临时雇給費	合計	临时雇給費	合計	临时雇給費
使 使 使 使 使	丁 丁 丁 丁 丁	理 事 事 事 事	務 務 務 務 務	書 記 記 記 記	給 給 給 給 給
第二款	第一款	第一款	第一款	第一款	第一款
第三款	第二款	第二款	第二款	第二款	第二款
第四款	第三款	第三款	第三款	第三款	第三款
第五款	第四款	第四款	第四款	第四款	第四款
合計	合計	合計	合計	合計	合計
決算額	決算額	決算額	決算額	比較増減	比較増減
比較增減	比較增減	比較增減	比較增減	比較増減	比較増減

是等の染料は普通の酸性染液に於て絨毛兩端間に同色を呈するものなり適當なる染料は比較的其種類少なければ種々の色相を得るには前の染料を適宜混合使用すべし假合は
ファストマシフアセントGを以て桃色高麗木色等の種々の色相を得らるべく亦バテン・アントLを混用して種々の紫色を呈すべし
バテントブリュー・Lは空色を得べく亦バテントアリュールを混合すれば鮮明なる緑色を得べしバテントアリュール。ファストアレフドマセンタG
アーティエローを混すれば種々の褐色を得べしバテントアリュール。ファストアシドバイオレットA2R。アーティエロー及びアレフドバイオレット7BNを混合すれば種々の茶色を現すべし
バテントアリュール。ファストアシドバイオレットA2R及びアヴィエロトマレフドバイオレットA2R。アーティエロー及びアレフドバイオレットアシッドマヒンタG。バテントアリュール。ファストアシフドバイオレットA2Rアーティエロー等より得らるべし
▲綿毛交織の染色に就て
綿毛交織染色に於いて濃色を得るには染液百分(重量)に付硫酸曹達四分を用ひ淡色を得る場合には二分を用ふ引緒き染浴を用ふるには次回より五分の一量を以て足れりて温度は普通沸騰若くは沸騰點近くに於て行ふものとす
平等なる染色を得るには染液の温度の加減に注意すること肝要なり直接染料は一般に低温度に於て木綿によく染着し沸騰點に達しては羊毛によく染着するものとす淡色を得る場合には適當の染料と硫酸曹達とを以て準備したる染液の微温に於て豫め温したる可染物を入れ漸次加熱し之れに可染物を乾燥のまゝ或ひは一旦温したる後浸漬すること半時間にして豫じめ添附したる處の色合せ用の小片を取り出し見本の色合せを行ふべし
此の色合せに當りて必要な一二の點を上ぐれば下の如し
一、羊毛の木綿より淡色なる場合は尚ほ煮沸を續けて木綿と等色を呈する迄染着せしむべし
二、木綿の羊毛より淡色なる時は染液の温度少しく低下せしめ木綿に染着し易き染料を添加すべし
三、所要の色相を得ざる時は染液に更に必要とを止め其まゝ三十分間操作すべし且に注意すべとは度々煮沸する時は羊毛は煮沸するも

○本品の
○色澤鮮麗
○非常に才
○故に獨逸
○見本御入用
○現今類似代

特色
（酸性黄色染料）
此にして水洗及日光には絶対に褪色せず
丈夫にして他の染料に配合して些の欠點なし
遙馬獅子會社製品に必適して少しも遙色なしこの定評あり
用の節は御一報次第送附可申上候間是非一度比較御試用希上候
用品筋出す御注意

製造販賣所 武田化學研究所
京都 洛西梅津

發行所 京都市左衛門通竹屋町下ル
京太郎染物貿易組合事務所

三

井筒洗曹達利金造所

井筒印	洗曹達ハ	他ノ不純物ナシ
井筒印	洗曹達ハ	他品ヨリ目方多シ
井筒印	洗曹達ハ	夏季ニテセ解ケル事ナシ
井筒印	洗曹達ハ	以上ノ特質アルサ以ア使用者ハ
他品使用	ヨリ二三割ノ利益アリ	
井筒印	洗曹達ハ	市内剤ル所ノ染料店藥店及荒物
井筒印	洗曹達ハ	店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候